

ASJ総合保障

自閉スペクトラム症のための総合保障のご案内

自閉スペクトラム症の人たちやご家族の多くが、日ごろ心配に思っている入院や他人への損害賠償などの不安を少しでも軽くするための保険です。

HAPPY WITH AUTISM
 いろとりどりにおだやかに。



■ 病気とケガでの入院に備えて

入院保障

※入院2日目から給付

- 付添介護費用保険金
- 入院臨時費用保険金
- 差額ベッド費用保険金
- 入院諸費用保険金

死亡弔慰金

- 死亡が確認された場合5万円

自閉スペクトラム症のための保険事業
 一般社団法人 日本自閉症協会
<https://www.autism.or.jp/>



■ ケガをした時や他人への賠償責任を負った時と弁護士等を利用された時に備えて(普通傷害保険)

傷害保険

- 入院保険金
- 通院保険金
- 手術保険金
- 死亡保険金・後遺傷害保険金

弁護士等を利用した際の費用

1. 損害賠償請求費用
 2. 法律相談費用
 3. 弁護士接見費用
- 1事故あたり200万円限度
 1事故あたり5万円限度 (1回1万円限度)
 1事故あたり1万円限度

他人への損害賠償金

- 個人賠償責任補償(本人のみ)
- 1. 対人・対物賠償
- 2. 施設等管理下財物復旧費用(施設の財物に損害を与えたときの費用)

事故解決補助サービス

個人賠償事故を起こした際、円満な解決に向け、AIG損保の「事故解決補助サービス」が会員の皆さまをサポート

引受保険会社
 AIG損害保険株式会社
<https://www.aig.co.jp/sonpo>



1 入院保障金

本人が、病気やケガ・検査により、入院を開始した2日目から保障します。てんかん性の発作によるケガ入院、既往症による入院、医療保護入院、措置入院も対象となります。

1 付添介護費用保険金

家族・介護人等により付添介護を受けた日

1日につき **8,000円**

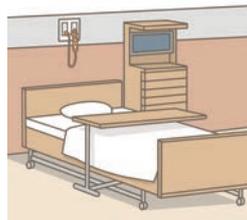


保障期間中30日限度、但し**2****4**いずれかの保険金のお支払い日数が30日に達するまでの入院のみ対象となります

2 差額ベッド費用保険金

差額ベッド代が生じた日

1日につき **5,000円**までの実費



保障期間中30日限度、但し**1****4**いずれかの保険金のお支払い日数が30日に達するまでの入院のみ対象となります

3 入院臨時費用保険金

1入院につき **5,000円**



4 入院諸費用保険金

入院1日につき **1,000円**



保障期間中30日限度、但し**1****2**いずれかの保険金のお支払い日数が30日に達するまでの入院のみ対象となります

※**1****2****4**は、入院開始2日目から30日間を保障対象として、保険期間中最長30日までお支払いします。但し**1****2****3****4**いずれも、**1****2****4**のいずれかの保険金をお支払いする対象の日数が30日に達するまでの入院をお支払いの対象とします。

※**1**は、必要と認められた1日6時間以上の付添を対象とします。

※**3**は、1入院に対して1回お支払いします。

※**1**付添介護と**2**差額ベッド費用負担がなかったときは**3****4**のみのお支払いとなります。

※当保険に新規加入した場合(途中加入も含みます)、加入日より3ヶ月を経過した日の翌日以降に開始した入院から保障対象となります。

2 死亡弔慰金

被保険者が死亡されたときに被保険者の法定相続人にお支払いします。

5

死亡が確認された場合 **5万円**

〈お問い合わせ〉 一般社団法人 日本自閉症協会 ASJ保険事務局

〒104-0044 東京都中央区明石町6-22 築地ニッコンビル6F

TEL:03-5565-2020 FAX:03-5565-2021〔営業日〕月～金(祝日除く)10:00～16:00

フリーダイヤル:0120-880-819 Email:asj-hoken@autism.or.jp

ホームページ <https://www.autism.or.jp/asj-hoken/>

AIG損保の普通傷害保険

(特定障害者福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約等セット)

① 本人の傷害(ケガ)の補償

死亡・後遺障害・入院・通院・手術／各保険金

本人が急激かつ偶然な外来の事故により国内及び国外でケガをした場合で、地震及び噴火、これらによる津波でのケガも含まれます。

	1 入院保険金 (180日限度) 	2 手術保険金 (1事故あたり1回が限度) 	3 通院保険金 (90日限度) 	4 死亡保険金 後遺障害保険金
プランA プランB	入院1日につき 3,000円	入院中の手術 3万円 入院中以外の手術 1.5万円	通院1日につき 1,500円	死亡したとき 226万円 後遺障害が残ったとき 226万円～9.04万円 (後遺障害の程度に応じて)
プランC プランD	入院1日につき 2,000円	入院中の手術 2万円 入院中以外の手術 1万円	通院1日につき 1,000円	死亡したとき 10万円 後遺障害が残ったとき 10万円～0.4万円 (後遺障害の程度に応じて)

- ※①は、事故の日から180日以内に入院した場合に補償されます。
- ※②は、事故の日から180日以内に所定の手術を受けた場合に補償されます。
- ※③は、事故の日から180日以内に通院した場合に補償されます。
- ※④は、事故の日から180日以内に死亡した場合、または身体に後遺障害が生じた場合に補償されます。
- ※死亡保険金の受取人は法定相続人となります。法定相続人がいない場合には、死亡保険金はお支払いできません。
- ※自傷行為などによるケガで急激性・偶然性・外来性のないものは対象外です。

② 弁護士等を利用した際の費用

弁護士費用等補償

保険期間中に発生した「被害事故」に対して、弁護士、司法書士、行政書士への相談費用や損害賠償請求費用をお支払いします。また、保険期間中に被保険者が逮捕・勾留された場合の「弁護士接見費用」をお支払いします。

1 「被害事故」に対応するための下記費用

- ・法律相談費用・・・1事故あたり**5万円限度**(1回1万円限度)
- ・損害賠償請求費用・・・1事故あたり**200万円限度**

「被害事故」とは下記①～⑤に該当するものをいいます。

- ① 偶然な事故による身体の障害や財物の損壊
- ② 消費者被害(10万円以上)
- ③ 財物の盗取・詐取・横領
- ④ 不当解雇
- ⑤ 虐待

弁護士費用等の事故例 ①

不当解雇問題で弁護士に相談し損害賠償を請求した。(不当解雇)

弁護士費用等の事故例 ②

健康食品販売業者に、本人がよく理解しないまま契約させられてしまった。(消費者被害)

2 弁護士接見費用(無罪・不起訴のみ)・・・1事故あたり**1万円限度**



※購入した物品が10万円以下の場合(消費者被害)や、初年度の加入日から180日以内に発生した虐待等、補償の対象とならない場合がありますので、詳しくは補償概要をご確認ください。

※故意または重大な過失によって生じた損害は対象外です。

※闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた損害は対象外です。

※被保険者が受けた診察などの医療行為によって生じた損害は対象外です。

※専ら被保険者またはその使用者の業務の用に供される財物及び被保険者またはその使用者の業務に関連して受託した財物損壊は対象外です。

AIG損保の普通傷害保険

(特定障害者福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約等セット)

③ 他人への損害賠償責任 [対人・対物] の補償

個人賠償責任補償(本人のみ)

国内及び国外で、日常生活の中で偶然な事故により、他人に対する法律上の損害賠償責任を負った場合に支払われます。

個人賠償責任保険金(対人・対物賠償)

1事故あたり支払限度額 **3億円**(自己負担額なし)

- ※てんかん性発作などにより、心神喪失状態で発生した事故は補償の対象外となります。
- ※被保険者が法律上の損害賠償責任を負う場合に限り、被保険者の範囲は補償概要をご参照ください。
- ※個人賠償責任補償(本人のみ)は、被保険者が負担する損害賠償の責任の割合に応じて保険金を支払います。損害賠償の責任の割合は、特定の行為を繰り返し行う場合等、頻度やその事故の内容によって変わります。
- ※同居のご親族に対する賠償責任は対象となりません。
- ※他人の物でも、預かったり借りたりしている物への賠償責任は対象となりません。
- ※自動車等の所有・使用・管理に起因する場合は対象となりません。(自動車保険の範囲)
- ※他人の財物(洋服やテレビなど)を損壊し、賠償する場合、使用に伴う消耗分を差し引いてお支払いします。

個人賠償責任補償の保険金ご請求時に、引受保険会社にて「法律上の損害賠償責任の有無」について、以下①、②の確認を実施させていただきます。

- ①被保険者本人に責任能力があるかどうか
- ②(上記①で被保険者本人に責任能力がないと判断され損害賠償責任を負わない場合)法定の監督義務者に「法律上の損害賠償責任が生じるかどうか

- ※個人賠償責任補償について保険金のお支払いの対象となる事故は加入者証記載の被保険者本人が発生させた賠償事故に限り、本人が未成年者または責任無能力者である場合には、法定の監督義務者等が法律上の損害賠償責任を負う場合に、保険金をお支払いします。

④ 施設の財物に損害を与えた時の補償

施設等管理下財物復旧費用

日常生活の中で被保険者本人が入所、または通所する施設等の物に損害を与えて、本人が施設等に支払う修理するための費用をお支払いします。

※被保険者の範囲は補償概要をご参照ください。

施設等管理下財物復旧費用

保険期間通算限度額 **50万円**(自己負担額なし)

日常生活の中で、被保険者本人が施設の壁や窓ガラスなどの施設管理財物を損壊した場合、法律上の損害賠償責任の有無を問わず、修理するために要する費用^(注)について、保険期間を通じて50万円を限度にお支払いします。

施設等管理下財物復旧費用の事故例

- ①施設のトイレを詰まらせたために水漏れしてしまった。
- ②施設のガラスを割ってしまった。



(注)お支払いは施設等に発生した損害のうち被保険者本人の責任に相当するものとして、引受保険会社が認める額とします。

- この保険は普通傷害保険の約款により支払われます。
- この保険は一般社団法人日本自閉症協会が契約者となる団体契約です。
- このご案内は保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店(または引受保険会社)へお問い合わせください。
- 引受保険会社の損害保険募集人は保険契約の締結の代理権を有しています。

ご加入の皆様へ

別紙の補償概要および重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」等)には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、事前に必ず一読ください。

特に、「保険金をお支払いしない主な場合」など、皆様にとって不利益な情報が記載された部分については、その内容について必ずご確認ください。

次の場合、下記へご連絡ください。

- (1) 保険期間中にこの制度の対象となる事故(ケガや個人賠償事故)にあわれた場合は、取扱代理店または引受保険会社に事故発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況およびケガや損害の程度についてご通知ください。その後の手続きについてご案内します。正当な理由無くご通知をいただけない場合などには、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いしますので、ご注意ください。
- (2) 後日お配りする加入者証の記載内容に変更があったとき(例えば住所変更など)
- (3) 保険の内容あるいは手続きについてのお問い合わせ
- (4) 団体の構成員(会員)でなくなった場合(補償を継続できなくなるため)

AIG損保の普通傷害保険

(特定障害者福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約等セット)

5 事故解決補助サービス

個人賠償事故を起こした際、円満な解決に向け、AIG損保の「事故解決補助サービス」が会員の皆さまをサポートします！

もしも突然のトラブルで第三者に損害を与えてしまったら…

- どうやって相手方と解決すればいいの？
 - 法律のことはよくわからないよ…
 - 相手が納得してくれなかったらどうしよう…
- こんな心配や不安はありませんか



ご安心ください
会員の皆さまをサポートいたします！



STEP
01



まずは事故についてご報告・ご相談ください

取扱代理店(株)ジェイアイシーへご連絡ください
連絡先:(株)ジェイアイシー 0120-213-119 03-5321-3373

STEP
02



専任スタッフによる事故解決に向けたサポート

事故のご報告をいただいた後、事故解決に向け適切なアドバイスをいたします。お客さまご自身での交渉が困難であると引受保険会社として同意する場合、「争訟費用保険金」の利用についてお客さまにご案内し、弁護士への委任をお勧めするなど適切なサポートをいたします(※)

(※)

- 1) 法律上、示談交渉を引受保険会社が代行することはできないため、示談の主体は被保険者またはその法定代理人となります。引受保険会社として法律上可能な範囲で、事故解決をサポートします。
- 2) 保険金のお支払いとなる事案が、事故解決補助サービスの対象となります。ただし当該サービスをご提供した場合でも、それをもって保険金のお支払いを確約するものではありません。

STEP
03



安心のサポートで事故解決へ

専任スタッフが最後まで皆さまをサポートいたしますのでご安心ください

こちらは事故解決補助サービスの概要をご説明したものです。
詳細につきましては、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

AIG損保の普通傷害保険についての保険金請求につきましては、下記 取扱代理店 株式会社ジェイアイシーまでお問い合わせください。

〈取扱代理店〉株式会社ジェイアイシー <https://www.jicgroup.co.jp>

〒160-0023東京都新宿区西新宿3-2-11 新宿三井ビル2号館2F

TEL.03-5321-3373 FAX.03-5321-4774

お問い合わせフリーダイヤル 0120-213-119

受付時間:午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

〈引受保険会社〉AIG損害保険株式会社 東京第二プロチャネル営業部 <https://www.aig.co.jp/sonpo/>

受付時間:午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

申し込みができる人

- 被保険者は自閉スペクトラム症と診断されている方
- 加入者(契約者)は保護者または成年後見人等
一般社団法人日本自閉症協会の正会員(加盟団体)の構成個人正会員及び個人賛助会員の方

上記以外の方がご加入頂く場合には加入手続きと同時に一般社団法人日本自閉症協会の自助会員となって頂きます。
(自助会員とは本協会の目的に賛同し自閉スペクトラム症について関心を持ち理解を深めるために入会した会員)

別紙の「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」を事前に必ず一読ください

加入方法と掛金

■ 新規加入(4月1日加入) 3月10日まで受付(土日祝日の場合には前営業日)

- ・掛金:①口座振替 1月31日までに加入申込書が届いた方
:②振込み 上記以外の方は3月10日までに指定口座へお振込みください。
- ・口座振替日:4月12日(土日祝日の場合には翌営業日)
- ・保険開始日:4月1日(ASJ入院保障は7月1日より保障開始となります。)

	日本自閉症協会の正会員(加盟団体)の個人会員の方		自助会員の方	
	プランA	プランC	プランB	プランD
年間掛金	21,210円	17,290円	23,210円	19,290円
内訳	ASJ保険 6,100円	ASJ保険 6,100円	ASJ保険 6,100円	ASJ保険 6,100円
	AIG損保 14,610円	AIG損保 10,690円	AIG損保 14,610円	AIG損保 10,690円
	年会費 500円	年会費 500円	年会費 2,500円	年会費 2,500円

※一家族でお子様2名以上加入されている場合には割引があります。割引を受けていただくには毎年の申請が必要です。

■ 中途加入(5月1日~3月1日加入) 前月20日まで受付(土日祝日の場合には前営業日)

- ・掛金:指定口座への振込み
- ・振込期日:加入月の前月20日まで
- ・保険開始日:各月1日(ASJ入院保障・死亡弔慰金は免責期間があります)

加入日	個人会員		自助会員		加入日	個人会員		自助会員	
	プランA	プランC	プランB	プランD		プランA	プランC	プランB	プランD
4月1日	21,210円	17,290円	23,210円	19,290円	10月1日	10,860円	8,900円	12,860円	10,900円
5月1日	19,490円	15,890円	21,490円	17,890円	11月1日	9,130円	7,500円	11,130円	9,500円
6月1日	17,760円	14,500円	19,760円	16,500円	12月1日	7,400円	6,100円	9,400円	8,100円
7月1日	16,030円	13,100円	18,030円	15,100円	1月1日	5,680円	4,700円	7,680円	6,700円
8月1日	14,300円	11,680円	16,300円	13,680円	2月1日	3,950円	3,290円	5,950円	5,290円
9月1日	12,570円	10,290円	14,570円	12,290円	3月1日	2,210円	1,900円	4,210円	3,900円

※上記にはASJ保険料・AIG損保保険料・年会費を含みます。

■ 継続加入(4月1日自動更新) 毎年1月上旬に継続のご案内が送付されます。

- ・口座振替日:4月12日(土日祝日の場合には翌営業日)
- 注意)自閉症協会を退会される場合には必ずお申し出ください。
ご契約内容を変更される場合には、専用の返信用ハガキに必要事項をご記入のうえ、期日までに返信してください。変更のない場合には返信不要です。

掛金振込み先

<郵便振替口座>

00120-0-571033 一般社団法人 日本自閉症協会 ASJ保険事務局

<ゆうちょ銀行以外からの振込み>

ゆうちょ銀行 ○一九店 当座 0571033 一般社団法人 日本自閉症協会 ASJ保険事務局

お問い合わせ・お申込み 施設等で一括加入を希望される時にはASJ保険事務局までご連絡ください。

一般社団法人 日本自閉症協会 ASJ保険事務局

〒104-0044 東京都中央区明石町6-22 築地ニッコンビル6F

TEL:03-5565-2020 FAX:03-5565-2021〔営業日〕月~金(祝日除く)10:00~16:00

フリーダイヤル:0120-880-819 Email:asj-hoken@autism.or.jp

ホームページ <https://www.autism.or.jp/asj-hoken/>